

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 土木管理課

(単位:千円)

| 事業名 | 河川維持事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 |
|-------------|--|---------------------|--------------------------------------|-----------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 河川法 | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | |
| | (1) 森林と河川 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 市管理河川は未整備箇所が多く、維持管理については関係する地域に河川法面の除草等河川美化に協力を得ている状況である。また、河川内には整備護岸の老朽化や出水時の堆積物が見られる状況である。 | 平成21年度 予算現額 | | | 17,074 |
| | | 平成22年度 | 地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。 | 河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。 | 23,000 |
| | | 平成23年度 | 地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。 | 河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。 | 23,000 |
| | | 平成24年度 | 地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。 | 河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。 | 23,000 |
| 具体的な実施内容 | 市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | | | |
| 事業の目的 | 市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理を行う。また、河川環境の美化を図る。 | | | | |
| 事業の効果 | 河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。 | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 森林整備事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|--------------------|---|---|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市林業振興事業補助金交付要綱 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 南丹市良い森づくり事業補助金交付要綱 | | | |
| | (1)森林と河川 | | 南丹市市行分収造林条例 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 間伐の遅れや、手入れ不足により放置された人工林が増加している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 42,361 | |
| | | | 平成22年度 | 森林施業 植林 16,500本 下刈(除伐) 8ha 間伐 458ha 間伐材搬出 2,320m ³ 枝打 92ha クマ剥ぎ被害防止 42ha | 林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。 | 65,457 |
| | | | 平成23年度 | 森林施業 植林 16,500本 下刈(除伐) 8ha 間伐 458ha 間伐材搬出 2,320m ³ 枝打 92ha クマ剥ぎ被害防止 42ha | 林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。 | 65,457 |
| | | | 平成24年度 | 森林施業 植林 16,500本 下刈(除伐) 8ha 間伐 458ha 間伐材搬出 2,320m ³ 枝打 92ha クマ剥ぎ被害防止 42ha | 林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。 | 65,457 |
| 具体的な実施内容 | 森林施業(植林・除伐・間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止)への助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるための森林整備を推進する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 放置された人工林の間伐等森林施業を行い、森林資源が継続的に循環利用できる、持続可能な森林づくりを目指す。 | | | | | |
| 事業の効果 | 林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 森林整備地域活動支援交付金事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|------------------|---------------------------------------|---|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市林業振興事業補助金交付要綱 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (1) 森林と河川 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 23 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 林業採算性の悪化等による林業生産活動の停滞、新所有者の高齢化、不在村化等を背景に放置された森林が発生している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 46,500 | |
| | | | 平成22年度 | 森林交付金 協定団地 102地区 交付対象面積 8,130ha | 森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等 | 46,500 |
| | | | 平成23年度 | 森林交付金 協定団地 102地区 交付対象面積 8,130ha | 森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等 事業完了予定 | 46,500 |
| | | | 平成24年度 | | | 0 |
| 具体的な実施内容 | 森林施業計画の作成を通じた、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。 ・施業実施区域の明確化作業 ・歩道(作業道)の整備等 | | | | | |
| 事業の目的 | 森林施業計画の作成を通じ、計画的かつ適切な森林整備が図れる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 森林の有する多様な機能、良質材生産、水源の涵養等を効果的に発揮させる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 森林病虫害等駆除事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|------------------|---|----------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 京都議定書 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 南丹市林業振興事業補助金交付要綱 | | | |
| | (1) 森林と河川 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 天然林の荒廃や消失により、絶滅危惧種が増加し生物多様性の低下が生じている。 また、特用林産物生産の維持が危ぶまれている。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 19,104 |
| | | | 平成22年度 | 被害木伐倒処理・駆除 1,500m ³ 樹幹注入 3,200本 | 森林病虫害による被害から、森林環境を守る | 19,104 |
| | | | 平成23年度 | 被害木伐倒処理・駆除 1,500m ³ 樹幹注入 3,200本 | 森林病虫害による被害から、森林環境を守る | 19,104 |
| | | | 平成24年度 | 被害木伐倒処理・駆除 1,500m ³ 樹幹注入 3,200本 | 森林病虫害による被害から、森林環境を守る | 19,104 |
| 具体的な実施内容 | 松くい虫防除事業の実施。 ・被害木伐倒処理・伐倒駆除・樹幹注入 カシノナガキクイムシ防除事業(広葉樹の枯損被害防止)の実施。 | | | | | |
| 事業の目的 | 自然環境と森林資源の保全と、特用林産物生産の維持を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 集落周辺の天然林(里山林)の整備が図れる。 また、野生動植物の生息・生育の場が保全される。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 水産環境整備事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|--|---------------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 水産業協同組合法 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (1)森林と河川 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 河川環境の悪化や鳥類、外来魚による在来魚の食害により生態系が変化し、清流が失われつつある。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 1,890 | |
| | | | 平成22年度 | 漁業協同組合が実施する河川環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援 | 河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加 | 1,890 |
| | | | 平成23年度 | 漁業協同組合が実施する河川環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援 | 河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加 | 1,890 |
| | | | 平成24年度 | 漁業協同組合が実施する河川環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援 | 河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加 | 1,890 |
| 具体的な実施内容 | 漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 清流を守り、水産業の振興を図る。 また、観光客の誘客を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 良好な河川環境を保てる。また、観光入込客の増加が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 農業関連計画事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|---------------|---------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 農業振興地域の整備に関する法律 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (2)農地 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 現在旧4町での農振計画を継承しているが、南丹市農振計画等を策定する必要がある。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 445 | |
| | | | 平成22年度 | 農業推進協議会の開催。 | 南丹市農業振興各施策の審議 | 133 |
| | | | 平成23年度 | 農業推進協議会の開催。 | 南丹市農業振興各施策の審議 | 133 |
| | | | 平成24年度 | 農業推進協議会の開催。 | 南丹市農業振興各施策の審議 | 133 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。農業振興推進協議会の開催。 | | | | | |
| 事業の目的 | 優良な農地を保全するとともに農業振興各種施策を計画的に実施するため、農振法に基づき総合的な農業振興の計画を策定する。 | | | | | |
| 事業の効果 | 農業振興計画の整備により、計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 農地・水・環境保全向上対策事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|--------------------------|----------------------------------|--|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | | | |
| | (2)農地 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 農業用施設は高齢化・過疎化・混住化の進行による集落機能の低下により、適切な管理が困難となってきた。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 25,005 | |
| | | | 平成22年度 | 交付金の市負担分(交付金全体の25%・23,000千円)の拠出。 | 南丹市農振農用地の85%をカバー。 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。 | 26,305 |
| | | | 平成23年度 | 交付金の市負担分(交付金全体の25%・23,000千円)の拠出。 | 南丹市農振農用地の85%をカバー。 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。 | 27,305 |
| | | | 平成24年度 | 交付金の市負担分(交付金全体の25%・23,000千円)の拠出。 | 南丹市農振農用地の85%をカバー。 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。 | 27,305 |
| 具体的な実施内容 | 農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 非農業者も含めた地域活動組織での農業施設維持管理・環境保全活動や科学農業等を低減した先進的な営農活動を支援し、地域リーダーの育成や地域の活性化を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 過疎化・高齢化・混住化の進む地域においては、農地・水・環境の良好な保全が図れ、地域振興に繋がる。 | | | | | |

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 農地整備促進事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|-------------------------------|---|---|---------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市農業振興事業補助金交付要綱 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 南丹市土地改良事業分担金徴収条例 | | | |
| | (2)農地 | | 農地漁村活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 狭小で不整形な農地が集合し、農道幅員も狭く用排水路が不完全な農地では、大型機器の搬入出等も難しく、効率的な農作業が図れていない状況であり、効率的な農作業が行える環境整備が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 209,234 | |
| | | | 平成22年度 | 老朽ため池整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 森林総合研究所営農用地総合整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び農道舗装の助成 | 農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。 | 430,579 |
| | | | 平成23年度 | 老朽ため池整備事業の実施 中山間地域総合整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び農道舗装の助成 | 農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。 | 86,618 |
| | | | 平成24年度 | 老朽ため池整備事業の実施 中山間地域総合整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び農道舗装の助成 | 農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。 | 97,308 |
| 具体的な実施内容 | 面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | ほ場の整備、農業用道路、用排水路など農業生産の基盤を整備することにより、次代へつなげる農業振興と農業の活性化が図れる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 土地改良施設の維持管理に伴う経費及び労力の削減を図るとともに、安定した農業経営の基礎を築くことができる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農業委員会事務局

(単位:千円)

| 事業名 | 農地保有合理化事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|--|---|----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 農業経営基盤強化促進法 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 農地法 | | | |
| | (2)農地 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 大部分が零細な農業経営であり、経営規模の拡大と農地の集団的利用の実現を図り、中核農家を育成する必要がある。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 23 | |
| | | | 平成22年度 | 事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。 | 農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画がたてやすくとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。 | 23 |
| | | | 平成23年度 | 事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。 | 農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画がたてやすくとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。 | 23 |
| | | | 平成24年度 | 事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。 | 農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画が立てやすくとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。 | 23 |
| 具体的な実施内容 | 農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 農業生産法人や認定農家などが行う農業経営の改善に必要な農地の集積、資金の貸出等の支援を行うことにより、地域の中核農家の育成を行なう。 | | | | | |
| 事業の効果 | 農地保有合理化法人を通して売買や貸付を行なうため、資金調達、事務手続きや諸税が軽減され、規模拡大や農地の集積が図れる。また、新規就農者などには技術取得のための研修や農地の一時貸付などがあり、円滑な経営の発展と若い担い手の就農が期待される。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

| 事業名 | 環境保全事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|----------------------------|-------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 京都府環境を守り育てる条例 | | | |
| | (3)身近な緑や環境美化 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 事業所等から発生する公害や河川等の水質悪化に対する苦情があり、環境保全、住み良い環境づくりが求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 1,513 | |
| | | | 平成22年度 | 監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視 | 水質などの環境基準達成 | 1,513 |
| | | | 平成23年度 | 監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視 | 水質などの環境基準達成 | 1,513 |
| | | | 平成24年度 | 監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視 | 水質などの環境基準達成 | 1,513 |
| 具体的な実施内容 | 監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 公害の防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 公害の予防、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現が見込まれる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

| 事業名 | 環境衛生事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-----------------|--|---------------------|---------------|--|----------------------------|-----|-------|
| 総合振興計画 の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | | |
| | (4)環境保全の行動支援 | | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められる。 | | 平成21年度 | 予算現額 | | | 1,913 |
| | | | 平成22年度 | 地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援 | 地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進 | | 2,598 |
| | | | 平成23年度 | 地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援 | 地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進 | | 2,598 |
| | | | 平成24年度 | 地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援 | 地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進 | | 2,598 |
| 具体的な実施内容 | 地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。 環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。 | | | | | | |
| 事業の目的 | 地域環境保全活動を通じ、住みよい環境づくりに取り組む。 | | | | | | |
| 事業の効果 | 自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図れる。 | | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

| 事業名 | 環境基本計画等策定事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|--|--|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (4)環境保全の行動支援 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 南丹市の環境保全等に係る体系的な施策の方針及び計画の推進が必要。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 4,699 | |
| | | | 平成22年度 | 環境基本計画の策定 環境関係諸計画の実行、推進 環境審議会の開催 | 市の環境政策に係る指針の明確化 市の事務事業及び市域における活動に伴う温室効果ガスの排出抑制 環境基本計画策定に係る審議会議 | 4,200 |
| | | | 平成23年度 | 環境関係諸計画の実行、推進 | 地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全活動の展開 | 500 |
| | | | 平成24年度 | 環境関係諸計画の実行、推進 | 地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全活動の展開 | 500 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定及び環境関係諸計画の実行、推進を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 市の環境政策に係る体系的な施策の方針を定めるとともに、計画の実行や施策の推進を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 市の環境政策に係る指針が明らかになるとともに、地球温暖化対策に関する様々な取り組みが推進される。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 京都モデルフォレスト運動推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|--|-----------|---|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 京都議定書 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (4) 環境保全の行動支援 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 農山村の過疎化・高齢化により荒廃する森林が増加している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 0 | |
| | | | 平成22年度 | 放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。 | 南丹市管内での指定 | 0 |
| | | | 平成23年度 | 放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。 | 南丹市管内での指定 | 0 |
| | | | 平成24年度 | 放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。 | 南丹市管内での指定 | 0 |
| 具体的な実施内容 | 農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。 | | | | | |
| 事業の目的 | 管理不十分な放置森林の解消。 | | | | | |
| 事業の効果 | 地球温暖化防止、社会貢献活動をすることによる企業PR、社員等の環境教育、レクリエーションの場としての利用等。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位：千円)

| 事業名 | 不法投棄監視・処理事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|------------------|---|---------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | |
| | (4) 環境保全の行動支援 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められている。 不法投棄物を防止するため、不法投棄の監視を行うとともに不法投棄物の早期処理が望まれている。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 3,331 |
| | | | 平成22年度 | 不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの実施。 | 不法投棄物の減少 | 9,940 |
| | | | 平成23年度 | 不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの実施。 | 不法投棄物の減少 | 9,940 |
| | | | 平成24年度 | 不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの実施。 | 不法投棄物の減少 | 3,331 |
| 具体的な実施内容 | 監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 公害防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 不法投棄物の減少、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現。自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

| 事業名 | 景観形成推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|---------|---|--------------------------------------|-----|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 景観法 | | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | 京都府景観条例 | | | | |
| | (5)景観保全のルールづくり | | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 本市は景観行政団体の認定を受けており、国の景観法に基づく景観計画を策定し市の主体的な景観形成のための事業を推進することが緊急の課題である。早期に市民とともに市域の良好な景観資産を形成・保全するためのルールづくりを行う必要がある。 | | 平成21年度 | 予算現額 | | | 2,804 |
| | | | 平成22年度 | 市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例の整理と景観計画の策定 景観審議会(仮称)の設置 | 景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回 | | 2,100 |
| | | | 平成23年度 | 市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用 | 景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回 | | 2,000 |
| | | | 平成24年度 | 市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用 | 景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回 | | 2,000 |
| 具体的な実施内容 | 多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともにを行う取り組みを検討する。 | | | | | | |
| 事業の目的 | 市の財産である良好な景観を保全するとともに、市民の意識を高め景観形成と保全のための主体的な活動の展開を促す。 | | | | | | |
| 事業の効果 | 市民とともに、“きらめく「森・里・街」”の市の魅力に一層磨きをかけ、さらに市域の景観資産を全国に情報発信して、地域の価値を高め観光振興、定住促進につなぐ。 | | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | かやぶき屋根保存修理事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|----------------------|---|--|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市かやぶき屋根保存事業補助金交付要綱 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (6)森・里・街の景観保全 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 美しい町並みと集落景観を守るため。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 7,700 | |
| | | | 平成22年度 | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する | 10,000 |
| | | | 平成23年度 | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する | 10,000 |
| | | | 平成24年度 | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する | 10,000 |
| 具体的な実施内容 | 美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存。 | | | | | |
| 事業の効果 | 美しい町並みと集落景観が保全できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 絆の森整備事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|------------------|--------------------------|--|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市林業振興事業補助金交付要綱 | | | |
| | 1 豊かな緑と清流を守る | | | | | |
| | (6)森・里・街の景観保全 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 健康増進施設と隣接した市有林の整備が、景観保全のため必要である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 972 | |
| | | | 平成22年度 | るり溪市有林内景観保全のための下刈・除伐10ha | 森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ) | 972 |
| | | | 平成23年度 | るり溪市有林内景観保全のための下刈・除伐10ha | 森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ) | 972 |
| | | | 平成24年度 | るり溪市有林内景観保全のための下刈・除伐10ha | 森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ) | 972 |
| 具体的な実施内容 | 市有林内の森林整備(環境整備)下刈・除伐等の実施。 | | | | | |
| 事業の目的 | 森林の有する、多面的機能の維持。 | | | | | |
| 事業の効果 | 森林の有する多面的機能の発揮。 ・療養、保養の場として提供できる(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ) | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

| 事業名 | 3R推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------------|---|--------------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | 南丹市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱 | | | |
| | (1)省資源・リサイクルと衛生環境 | | 南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | ごみの減量化、資源の再利用、地域環境の保全、地球温暖化防止など循環型社会の構築が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 6,813 | |
| | | | 平成22年度 | 各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。 | ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止 | 6,813 |
| | | | 平成23年度 | 各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。 | ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止 | 6,813 |
| | | | 平成24年度 | 各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。 | ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止 | 6,813 |
| 具体的な実施内容 | 環境美化推進委員をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | ごみ減量化や資源再利用、地域環境保全活動を通じて住み良い環境づくりに取り組む。 | | | | | |
| 事業の効果 | ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

| 事業名 | 一般廃棄物清掃事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|---------------------------|--|--------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | 南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱 | | | |
| | (1)省資源・リサイクルと衛生環境 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 一般廃棄物の排出抑制、適正な処理を通じて、生活環境の保全、循環型社会の形成を図る必要がある。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 1,410 | |
| | | | 平成22年度 | ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付 犬・猫死骸処理 | 分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進 | 1,410 |
| | | | 平成23年度 | ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付 犬・猫死骸処理 | 分別収集の徹底。 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進 | 1,410 |
| | | | 平成24年度 | ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付 犬・猫死骸処理 | 分別収集の徹底。 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進 | 1,410 |
| 具体的な実施内容 | 一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | ごみの適正な分別、再生、収集、運搬、処理を通じて廃棄物の減量化と適正処理を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 良好な生活環境の確保が図れるとともに、環境にやさしい循環型社会が実現する。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 市役所資源節減事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|--------|--|-------------------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | |
| | (2)環境にやさしい暮らし | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | | | | | |
| 現状の課題 | 地球温暖化防止が世界的に叫ばれる中、市役所においても、資源の使用を削減し、環境保全や温暖化防止に取り組むことが必要不可欠となっている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| | | | 平成21年度 | 予算現額 | | 0 |
| | | | 平成22年度 | 冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進 | 地球温暖化ガスの排出削減、資源再生利用の推進。 | 0 |
| | | | 平成23年度 | 冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進 | 地球温暖化ガスの排出削減、資源再生利用の推進。 | 0 |
| 具体的な実施内容 | 電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。 | | | | | |
| 事業の目的 | エネルギーの節約し、温暖化防止に努めるとともに、資源の有効利用を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 環境保全や温暖化防止、資源の有効利用が図れる。 | | | | | |
| | | | 平成24年度 | 冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進 | 地球温暖化額の排出削減、資源再生利用の推進。 | 0 |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | バイオマスの環づくり交付金事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|----------------------------|---|---|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | | | |
| | (3)エネルギーの有効活用 | | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 液肥の有効利用の促進が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 21,418 | |
| | | | 平成22年度 | 液肥利用調査(土壌分析・土づくり調査)を実施し、液肥利用拡大を図る。温室効果ガス排出量算定及び事業効果算定を行う。 | 液肥利用調査を実施し、利用促進により処理費用の低減を図る。バイオマス利活用事業の有効性の検証、事業効果の算定が行える。 | 15,000 |
| | | | 平成23年度 | 液肥利用調査(土壌分析・土づくり調査)を実施し、液肥利用拡大を図る。 | 液肥利用調査を実施し、利用促進により処理費用の低減を図る。 | 5,000 |
| | | | 平成24年度 | 液肥利用調査(土壌分析・土づくり調査)を実施し、液肥利用拡大を図る。 | 液肥利用調査を実施し、利用促進により処理費用の低減を図る。 | 5,000 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市バイオマスタウン構想に基づき、液肥活用技術調査を実施し、液肥利用促進を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 畜産経営から発生するふん尿をメタン発酵処理し、発生する液肥を有効に農地へ還元するシステムを構築する。 バイオマス賦存量を調査し有効利用計画を検討する。 | | | | | |
| 事業の効果 | 環境に配慮した、環境保全型事業の構築が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 八木農業関連施設管理費 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|-------------|--|-----------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 地方自治法 | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | |
| | (3)エネルギーの有効活用 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 指定管理者制度により南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務を委託している。 | 平成21年度 予算現額 | | | 58,896 |
| | | 平成22年度 | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | 37,896 |
| | | | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | |
| | | | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | |
| 具体的な実施内容 | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。 | 平成23年度 | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | 37,896 |
| | | | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | |
| 事業の目的 | 適正な施設管理業務を行うため。 | 平成24年度 | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | 37,896 |
| 事業の効果 | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの管理が行える。 | | 南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。 | 適正な施設管理業務を行うため。 | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 上水道設備拡張事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市上水道事業給水条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | |
| | (4)上水道 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 効率的な水道水の供給継続のため、水道配水管の新規布設が必要である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 40,950 | |
| | | | 平成22年度 | 効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。 | 効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。 | 21,000 |
| | | | 平成23年度 | 効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。 | 効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。 | 21,000 |
| | | | 平成24年度 | 効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。 | 効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。 | 21,000 |
| 具体的な実施内容 | 水道施設整備計画に基づき、水道配水管の新規布設等を行うことにより、災害に強い施設づくりを図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 効率的な水道水の給水を行うため。 | | | | | |
| 事業の効果 | 水道水の効率的な給水が実施できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 水質検査事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|--|---|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 水道法 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | |
| | (4)上水道 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 原水から浄水処理、配水に至るまで一連の水質管理を行い、供給する水道水が水質基準に適合している状況を確認する必要がある。また、使用者に対して水道水が安全であることを周知しなければならない。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 1,817 | |
| | | | 平成22年度 | 水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。 | 効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。 | 1,817 |
| | | | 平成23年度 | 水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。 | 効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。 | 1,817 |
| | | | 平成24年度 | 水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。 | 効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。 | 1,817 |
| 具体的な実施内容 | 安全な水を望む声に応えられるよう、南丹市水質検査計画に基づき、上水道並びに簡易水道において水質検査の充実を図る。 また、貯水槽水道を使用している設置者や利用者にとって適切な指導を行い、管理意識の高揚を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 市民に安心、安全な水道水の給水を行うため。 | | | | | |
| 事業の効果 | 水道法に基づく水質基準を満たしていることにより衛生的に安全かつ清浄な水を給水することができる。水道使用者に対して具体的な検査内容を示すことにより、水道事業全体の理解向上が実現できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 水道設備維持事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|---|---------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市上水道事業給水条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | 南丹市簡易水道事業給水条例 | | | |
| | (4)上水道 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 安定した給水の継続を行うために、各水道施設の維持管理を的確に実施する必要がある。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 52,050 | |
| | | | 平成22年度 | 配水管破損事故や災害に対応できる施設の維持管理。水質基準に合致した浄水機能の維持を行うとともに配水管等の破損に迅速に対応する。 | 効率的、効果的な施設の維持管理を図る。 | 52,050 |
| | | | 平成23年度 | 配水管破損事故や災害に対応できる施設の維持管理。水質基準に合致した浄水機能の維持を行うとともに配水管等の破損に迅速に対応する。 | 効率的、効果的な施設の維持管理を図る。 | 52,050 |
| | | | 平成24年度 | 配水管破損事故や災害に対応できる施設の維持管理。水質基準に合致した浄水機能の維持を行うとともに配水管等の破損に迅速に対応する。 | 効率的、効果的な施設の維持管理を図る。 | 52,050 |
| 具体的な実施内容 | 浄水場並びに配水設備等の点検及び改修を行うことにより、上水道並びに簡易水道においてより効率的な水運用と、災害に強い施設づくりを図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 市民に安定した給水を継続して行うため。 | | | | | |
| 事業の効果 | 水道水の安定した給水が、継続して実施できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 水道設備改良事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|--------|--|------------------------------|---------|---------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | | |
| | (4)上水道 | | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 老朽管の布設替や、公共事業等で配水管が支障となる場合において、布設替を実施する必要がある。 | | 平成21年度 | 予算現額 | | | 197,120 |
| | | | 平成22年度 | 上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替 | 配水管の布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。 | 281,750 | |
| | | | 平成23年度 | 上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替 | 配水管の布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。 | 281,750 | |
| | | | 平成24年度 | 上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替 | 配水管の布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。 | 281,750 | |
| 具体的な実施内容 | 災害に強い施設づくりや、飲料水の安定した供給を目指して、送配水管等の耐震化や老朽管の更新を図る。 | | | | | | |
| 事業の目的 | 公共事業の円滑な推進と漏水予防。 | | | | | | |
| 事業の効果 | 漏水の予防による有収率の向上。 | | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 下水道施設管理事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|---------------------|--|--------------|---------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市公共下水道条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | 南丹市農業集落排水処理施設条例 | | | |
| | (5)下水道 | | 南丹市公共下水道受益者負担金に関する条 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 下水道経営を円滑に推進していくため、南丹市が管理所有する、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水下水道の維持管理事業を実施する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 648,369 | |
| | | | 平成22年度 | 良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト削減を図る。 | 下水道経営の円滑な推進。 | 594,369 |
| | | | 平成23年度 | 良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト削減を図る。 | 下水道経営の円滑な推進。 | 592,025 |
| | | | 平成24年度 | 良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト削減を図る。 | 下水道経営の円滑な推進。 | 592,025 |
| 具体的な実施内容 | 下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 南丹市下水道事業全般について方向性を示す。効率的で安心・安全な下水道経営を確立する。衛生的で快適な暮らしの確保。 | | | | | |
| 事業の効果 | 適切な下水道事業のなかで、効率的な下水道経営が可能となる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 公共下水道建設事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-------------|--|---------------|---------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市公共下水道条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | |
| | (5)下水道 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 市民の衛生的で快適な暮らしを確保するため、また環境を保全するため、公共下水道施設の整備を図る。市街地を整備する上で、多額の建設費が必要となる。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 255,000 |
| | | | 平成22年度 | 衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。 | 下水道整備の推進。 | 225,000 |
| | | | 平成23年度 | 衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。 | 下水道整備の推進。 | 225,000 |
| | | | 平成24年度 | 衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。 | 下水道整備の推進。 | 225,000 |
| 具体的な実施内容 | 市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 効率的で、安心・安全な下水道整備を実施する。 | | | | | |
| 事業の効果 | 総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 合併処理浄化槽整備推進事業 | 細事業名 | 合併処理浄化槽維持管理事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|---|-----------------------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | |
| | (5)下水道 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、環境を保全することが求められる。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 9,509 | |
| | | | 平成22年度 | 設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている42組合への補助。 | 自然環境を守るため、適切な維持管理。 43組合860基の補助 | 9,860 |
| | | | 平成23年度 | 設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている42組合への補助。 | 自然環境を守るため、適切な維持管理。 43組合870基の補助 | 9,950 |
| | | | 平成24年度 | 設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている42組合への補助。 | 自然環境を守るため、適切な維持管理。 43組合880基の補助 | 10,040 |
| 具体的な実施内容 | 合併処理浄化槽等設置整備事業で集落の設置基数が計画数の2分の1を越えた集落で、維持管理組合を組織し浄化槽の適正な共同管理を行う者に補助金を交付する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 合併処理浄化槽の適正な維持管理。 | | | | | |
| 事業の効果 | 総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

| 事業名 | 合併処理浄化槽整備推進事業 | 細事業名 | 合併処理浄化槽設置事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市美しいまちづくり条例 | | | |
| | 2 資源が循環するまちをつくる | | | | | |
| | (5)下水道 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため。浄化槽区域においては、個人設置となり多額の費用が必要となるため、設置者に対し設置補助金を交付する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 9,447 | |
| | | | 平成22年度 | 浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。 | 20基の設置に対する補助金の交付。 | 9,447 |
| | | | 平成23年度 | 浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。 | 20基の設置に対する補助金の交付。 | 9,447 |
| | | | 平成24年度 | 浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。 | 20基の設置に対する補助金の交付。 | 9,447 |
| 具体的な実施内容 | 市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 環境を保全する上で、効率的で効果的な生活環境の整備。 | | | | | |
| 事業の効果 | 総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 京の水田農業総合対策事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|----------------------|---------------|----------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 主要食料の需給及び価格の安定に関する法律 | | | |
| | (1)南丹ブランド生産者等への支援 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 地域条件により水田農業の生産基盤が弱く、支援を必要とする。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 10,763 | |
| | | | 平成22年度 | 共同機械導入支援 | 省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。 | 7,500 |
| | | | 平成23年度 | 共同機械導入支援 | 省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。 | 7,500 |
| | | | 平成24年度 | 共同機械導入支援 | 省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。 | 7,500 |
| 具体的な実施内容 | 米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 地域水田農業の強化を図るため、こだわり米や小豆・黒大豆の生産を進める。 | | | | | |
| 事業の効果 | 米作の省力化・こだわり米の生産拡大や水田を利用した豆類の生産拡大に効果がある。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 京野菜等価格補填事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|--------------------|---|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (1)南丹ブランド生産者等への支援 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 京のブランド野菜等の生産は南丹市農業にとって重要であるが、時期により価格が不安定であり生産農家への支援が必要である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 8,400 | |
| | | | 平成22年度 | 野菜等経営安定事業の市負担分の支出。 | 野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。 | 9,000 |
| | | | 平成23年度 | 野菜等経営安定事業の市負担分の支出。 | 野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。 | 10,000 |
| | | | 平成24年度 | 野菜等経営安定事業の市負担分の支出。 | 野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。 | 10,000 |
| 具体的な実施内容 | 京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 南丹市内で生産されている京のブランド野菜等の生産振興。 | | | | | |
| 事業の効果 | 農家の継続的な生産意欲を促進し、南丹ブランドの振興に効果がある。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 京野菜等産地育成事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 |
|-------------|---|---------------------|---------------------------------------|--|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | |
| | (1)南丹ブランド生産者等への支援 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 地域特産物である京野菜(みず菜・壬生菜、春菊等)の生産が低迷している。 | 平成21年度 予算現額 | | | 3,000 |
| | | 平成22年度 | みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。 | パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。 | 3,300 |
| | | 平成23年度 | みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。 | パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。 | 3,000 |
| | | 平成24年度 | みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。 | パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。 | 3,000 |
| 具体的な実施内容 | 京野菜(みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等)の栽培のための生産機材導入等に対し支援する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | | | |
| 事業の目的 | 売れる農産物・京の伝統野菜の生産増加により、農業振興と地域活性化を図る。 | | | | |
| 事業の効果 | 機械、施設の整備により、生産量の拡大とともに、計画、良品出荷の仕組みづくりが整う。 | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 農業・農村活性化経営体づくり事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------------|------------------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | |
| | (1)南丹ブランド生産者等への支援 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 22 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 南丹市内では生産と販売が分かれており、効率の良い生産・加工・販売の出来ていないところが多い。 | 平成21年度 | 予算現額 | | 840 |
| | | 平成22年度 | 地域活性化協議会での研修等支援1件(諸畑) | 生産から販売まで含め地域全体の活性化を図る。 | 420 |
| | | 平成23年度 | | | 0 |
| | | 平成24年度 | | | 0 |
| 具体的な実施内容 | 農地や農作物、人材等の地域資源をうまく組み合わせ、地域と連携した農業経営力アップに繋がる活動を支援する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | | | |
| 事業の目的 | 農村地域と地域内法人との連携強化による地域の活性化を図る。 | | | | |
| 事業の効果 | 生産から販売まで含め地域全体の活性化に効果がある。 | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 特産物販売促進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|-------------------|--|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 指定管理者制度 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (2)南丹ブランドの販路拡大 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | こだわりの地域農産物・加工品の有利販売が必要である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 3,550 | |
| | | | 平成22年度 | 道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 | 安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。 | 3,500 |
| | | | 平成23年度 | 道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 | 安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。 | 3,500 |
| | | | 平成24年度 | 道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 | 安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。 | 3,500 |
| 具体的な実施内容 | こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 施設の管理運営を委託することにより、一層の施設の有効利用が図れる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 農業の振興と地域の活性化に大きな効果がある。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 特別栽培認証制度推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|---|--|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 有機農業の推進に関する法律 | | | |
| | (2)南丹ブランドの販路拡大 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 需給調整について、特に冬から春先にかけての供給量不足が課題。また生産者の高齢化が進み、後継者の確保が大きな課題。 | 平成21年度 予算現額 | | | 2,790 | |
| | | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成22年度 | 独自栽培基準によるブランド化で特色ある山地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。 | 認証野菜栽培農家40戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る | 2,790 |
| | | | 平成23年度 | 独自栽培基準によるブランド化で特色ある山地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。 | 認証野菜栽培農家40戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る | 2,790 |
| | | | 平成24年度 | 独自栽培基準によるブランド化で特色ある山地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。 | 認証野菜栽培農家40戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る | 2,790 |
| 具体的な実施内容 | 消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進、HPの管理運営業務を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 消費者ニーズに合わせた減農薬有機野菜づくりのための独自基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。 | | | | | |
| 事業の効果 | 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 水田農業推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|----------------------|---|---------------------------|-----|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法 | | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 主要食料の需給及び価格の安定に関する法律 | | | | |
| | (3)農業 | | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 23 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | H22年以降は農業者・農業者団体が主導となって米の生産調整を行うことになるが、生産現場には限界感と不公平感がある。 | | 平成21年度 | 予算現額 | | | 705 |
| | | | 平成22年度 | H22年以降の農業者・農業者団体が中心となって行う米生産調整に移行する準備期間として、水田協議会に参画し支援するとしているが、水田等有効活用促進対策等H21～H23年までの対策であるため、本事業についても継続して実施する。 | 米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進 | 675 | |
| 具体的な実施内容 | H18年までの行政主導から、H22年以降の制度の過渡期(H19～H21)において、その準備期間として水田協議会に参画し、米の生産調整と産地づくりを支援する。 | | 平成23年度 | H22年以降の農業者・農業者団体が中心となって行う米生産調整に移行する準備期間として、水田協議会に参画し支援するとしているが、水田等有効活用促進対策等H21～H23年までの対策であるため、本事業についても継続して実施する。 | 米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進 | 675 | |
| 事業の目的 | 水田農業推進協議会に参画し米の生産調整方針等の作成等を支援する。 | | 平成24年度 | | | 0 | |
| 事業の効果 | 地域水田農業の振興に効果がある。 | | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 畜産振興事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|--------------------|--|---|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 家畜伝染病予防法 | | | |
| | (3)農業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 畜産業の施設整備等には多大な費用が必要となり、規模拡大・近代化が進みにくい。また家畜伝染病の予防は必要であり市内での営農条件に差がある。 | 平成21年度 予算現額 | | | 8,870 | |
| | | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成22年度 | 畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。 | 畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。 | 5,810 |
| | | | 平成23年度 | 畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。 | 畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。 | 4,060 |
| | | | 平成24年度 | 畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。 | 畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。 | 4,060 |
| 具体的な実施内容 | 府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。 市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。 | | | | | |
| 事業の目的 | 畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。 安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。 | | | | | |
| 事業の効果 | 経営規模拡大・近代化・家畜伝染病発生防止・地域間格差是正のための支援により畜産経営安定に効果が高い。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 土づくり事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|----------------------------|-------------------------|--------------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | | | |
| | (3)農業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 安心・安全な農産物育成のためには、農薬を減らし有機質堆肥の有効活用を図らなければならない。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 9,000 | |
| | | | 平成22年度 | 南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。 | 耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。 | 9,000 |
| | | | 平成23年度 | 南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。 | 耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。 | 9,000 |
| | | | 平成24年度 | 南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。 | 耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。 | 9,000 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 耕畜連携による安心・安全農産物生産を進める。 | | | | | |
| 事業の効果 | 安心・安全の農産物生産と資源循環型、環境負荷の少ない農業の確立に効果がある。 | | | | | |

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農業委員会事務局

(単位:千円)

| 事業名 | 農業委員会運営事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|---|--|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 農業委員会等に関する法律 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 農地法 | | | |
| | (3)農業 | | 農業経営基盤強化促進法 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 法律に基づき市町村におかれる行政委員会であり、農業者の公的代表組織としての機能の発揮、地域農業・農村振興のための委員会活動が求められる。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 14,783 | |
| | | | 平成22年度 | 農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。 | 利用権設定による農地の利用集積 農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発活動 | 13,470 |
| | | | 平成23年度 | 農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。 | 利用権設定による農地の利用集積 農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発 | 13,692 |
| | | | 平成24年度 | 農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地業製を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題、課題の解決、農政に関する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。 | 利用権設定による農地の利用集積 農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発 | 14,783 |
| 具体的な実施内容 | 農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 優良農地を守り、農業・農村の振興を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 優良農地の確保、有効利用の促進。 農業の発展と農村の活性化・景観の保全。 | | | | | |

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 農業担い手支援事業 | 細事業名 | 担い手育成事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|--|------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 農業経営基盤強化促進法 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 食料・農業・農村基本法 | | | |
| | (3)農業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 農業従事者の高齢化・農業担い手不足が進んでいる。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 310 | |
| | | | 平成22年度 | 南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 また、300千円を府協議会より直接収入。 | 担い手研修会等の開催 | 310 |
| | | | 平成23年度 | 南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 また、300千円を府協議会より直接収入。 | 担い手研修会等の開催 | 310 |
| | | | 平成24年度 | 南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 また、300千円を府協議会より直接収入。 | 担い手研修会等の開催 | 310 |
| 具体的な実施内容 | 各種団体・農業者等も参画した南丹市担い手育成協議会を設立し、担い手支援・集落営農法人化支援等を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 農業従事者の高齢化・農業担い手不足を解消し、地域農業の活性化を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 将来にわたり持続的な農業の発展。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 農業担い手支援事業 | 細事業名 | 農業関係団体支援事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|----------------|----------------------------------|---------------------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市農業振興補助金交付要綱 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (3)農業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 南丹市だけではなく広域連携が重要であり、市内農業関係団体でも市の方針に沿った活動に対しては支援が必要である。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 13,646 |
| | | | 平成22年度 | 各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 5件 | 優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。 | 13,646 |
| | | | 平成23年度 | 各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 5件 | 優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。 | 13,646 |
| | | | 平成24年度 | 各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 5件 | 優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。 | 13,646 |
| 具体的な実施内容 | 農業公社等、農業振興上必要な活動に対し支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | (負担金)各種団体に加盟し連携を図り農業振興を図る。 (補助金)管内各種農業団体を支援し農業振興を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

| 事業名 | 農業担い手支援事業 | 細事業名 | 農業制度資金利子助成事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|---|---|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 農業経営基盤強化促進法 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 農林漁業金融公庫法 | | | |
| | (3)農業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 農産物の価格が低迷し、農業の担い手が不足している現状の中で、認定農業者への支援が必要である。その他の利子助成については新規は無く経過措置のみである。 | 平成21年度 予算現額 | | | 1,334 | |
| | | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成22年度 | 農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込1件 同和地区農地取得資金利子助成1件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件 | 認定農業者等18人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。 | 1,256 |
| | | | 平成23年度 | 農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込3件 同和地区農地取得資金利子助成1件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件 | 認定農業者等20人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。 | 1,256 |
| | | | 平成24年度 | 農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込5件 同和地区農地取得資金利子助成1件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件 | 認定農業者等22人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。 | 1,256 |
| 具体的な実施内容 | 認定農業者で計画に沿う経営改善・規模拡大等のために借り入れられた制度資金の利子の一定割合を支援する。 その他制度資金の利子の一定割合を支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 認定農業者等への支援及び地域農業の振興。 | | | | | |
| 事業の効果 | 農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 共済・担い手育成事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|----------------------|---|--------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市林業労働者新共済事業補助金交付要綱 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (4)林業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 林業労働者(担い手)の高齢化はもとより、確保が困難な状況になっている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 18,060 | |
| | | | 平成22年度 | ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う) | 林業労働者の福祉の向上と定着化を図る | 18,060 |
| | | | 平成23年度 | ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う) | 林業労働者の福祉の向上と定着化を図る | 18,060 |
| | | | 平成24年度 | ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う) | 林業労働者の福祉の向上と定着化を図る | 18,060 |
| 具体的な実施内容 | 林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う) | | | | | |
| 事業の目的 | 林業労働者の支援。 | | | | | |
| 事業の効果 | 林業労働者の確保・育成、労働条件の改善。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 木材利用推進対策事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-------------|-----------------------|--------------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (4)林業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 平成16年度に建築したモデルハウス「美山木の家」の普及啓発が7年間(平成22年度まで)義務づけられている。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 199 |
| | | | 平成22年度 | 消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する | 販売促進による、需要拡大が期待できる | 199 |
| | | | 平成23年度 | 消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する | 販売促進による、需要拡大が期待できる | 199 |
| | | | 平成24年度 | 消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する | 販売促進による、需要拡大が期待できる | 199 |
| 具体的な実施内容 | 地域産材の利用促進を目的に建築されたモデル住宅「美山木の家」の普及活動に伴う見学会・セミナーの開催等。 | | | | | |
| 事業の目的 | 「顔の見える」木材(生産者・製材所・設計事務所・工務店・ユーザーまで)での家づくり。 | | | | | |
| 事業の効果 | 地域産材の利用拡大が図れる。 | | | | | |

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 林道・作業道事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|------------------------------------|---|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 森林法 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | 南丹市林道管理条例 | | | |
| | (4)林業 | | 南丹市林業振興事業 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 森林施業区域の拡大には作業路網の整備が必要であるが、谷筋を通る突っ込み線形だけの開設では、利用区域が広範囲にわたり、森林整備が思うように進まない又、開設した林道、作業道は維持管理経費の出費が伴い、林家の負担が増加する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 103,430 | |
| | | | 平成22年度 | 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕 | 作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される | 17,690 |
| | | | 平成23年度 | 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕 | 作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される | 17,690 |
| | | | 平成24年度 | 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕 | 作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される | 17,690 |
| 具体的な実施内容 | 流域単位での森林整備を促進するため、森林管理道を開設する。 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕事業に対し、経費の一部を助成する。 市直轄林道の維持修繕を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 林家の負担を軽減し、森林の適正管理を行う。 | | | | | |
| 事業の効果 | 林業振興を図る。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 捕獲獣利活用事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市林業振興事業補助金交付要綱 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (5)野生鳥獣被害等への対策 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 有害鳥獣として捕獲されたシカの利活用が必要である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 154 | |
| | | | 平成22年度 | シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催 | シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ | 154 |
| | | | 平成23年度 | シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催 | シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ | 154 |
| | | | 平成24年度 | シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催 | シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ | 154 |
| 具体的な実施内容 | 有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に対し助成する。 | | | | | |
| 事業の目的 | シカ肉利活用。 | | | | | |
| 事業の効果 | シカ肉需要拡大。 ・観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ | | | | | |

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 有害鳥獣捕獲対策事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (5)野生鳥獣被害等への対策 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 有害鳥獣による、農林水産物等の被害が増加している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 39,273 | |
| | | | 平成22年度 | 有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成 | 有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止 | 39,273 |
| | | | 平成23年度 | 有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成 | 有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止 | 39,273 |
| | | | 平成24年度 | 有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成 | 有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止 | 39,273 |
| 具体的な実施内容 | 有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 農林水産物等の被害防止。 | | | | | |
| 事業の効果 | 被害の蔓延防止を図る。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

| 事業名 | 有害鳥獣防除施設設置事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-------------------------|---|-------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市有害鳥獣防除施設設置事業費補助金交付要綱 | | | |
| | 3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる | | | | | |
| | (5) 野生鳥獣被害等への対策 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 有害鳥獣による農林水産物等の被害が増加している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 51,614 | |
| | | | 平成22年度 | ・農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 33,700m ・国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む L=20,184m | 農林水産物等の被害蔓延防止が図れる | 51,614 |
| | | | 平成23年度 | ・農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 33,700m ・国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む L=20,184m | 農林水産物等の被害蔓延防止が図れる | 51,614 |
| | | | 平成24年度 | ・農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 33,700m ・国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む L=20,184m | 農林水産物等の被害蔓延防止が図れる | 51,614 |
| 具体的な実施内容 | 農家組合等が事業主体となって取り組む、有害鳥獣防除施設(電気柵・格子金網フェンス等)の設置に係る経費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業に基づき、市が事業主体となって防除施設の設置に取り組む。 | | | | | |
| 事業の目的 | 農林水産物等の被害防止。 | | | | | |
| 事業の効果 | 被害の蔓延防止を図る。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 観光協会事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|---------------------|------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 観光立国推進基本法 | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | | |
| | (1)観光ネットワーク | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 市の知名度の向上と市内への観光客の増加を図ることにより地域経済への波及効果を高める必要がある。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 6,760 | |
| | | | 平成22年度 | 観光協会への運営及び事業実施に係る補助 | 市の知名度の向上と集客による地域経済への波及 | 6,760 |
| | | | 平成23年度 | 観光協会への運営及び事業実施に係る補助 | 市の知名度の向上と集客による地域経済への波及 | 6,760 |
| | | | 平成24年度 | 観光協会への運営及び事業実施に係る補助 | 市の知名度の向上と集客による地域経済への波及 | 6,760 |
| 具体的な実施内容 | 観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 市内観光協会の円滑な運営と事業実施を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 観光協会が円滑に事業実施することで、より地域に根付いたもてなしや体験による集客、地元経済への波及が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 観光イベント振興事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|----------------|---|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 観光立国推進基本法 | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | | |
| | (3)イベント運営 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 観光客を誘客し、地域を活性化できる魅力あるイベントを開催していくためには、イベント運営の安定化を図る支援が必要。 商工会の合併により、商工会主催イベントについては、見直しが進められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 7,690 | |
| | | | 平成22年度 | 観光イベント開催に対する支援 | イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。 | 7,460 |
| | | | 平成23年度 | 観光イベント開催に対する支援 | イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。 | 7,460 |
| | | | 平成24年度 | 観光イベント開催に対する支援 | イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。 | 7,460 |
| 具体的な実施内容 | 市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 観光イベント振興事業の実施により、本市の観光PR及び地域の活性化を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

| 事業名 | 地域振興イベント開催支援事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 |
|-------------|---|---------------------|--|---------------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | |
| | (3)イベント運営 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 地域振興をはじめ市民交流促進による市民の一体感醸成を図ることが必要。また都市との交流等広く本市の魅力を発信し、地域経済活性化に繋がるイベントを実施。継続イベントについても整理していく。 | 平成21年度 予算現額 | | | 5,287 |
| | | 平成22年度 | 地域イベントを開催する実行委員会に対して補助金を交付し、地域活性化のための市民の取り組みを支援する。またこれまでの継続イベントを整理し、これからの地域振興とイベントのあり方を広く協議し次年度へ繋げる。 | 地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数20,000人 | 5,000 |
| | | 平成23年度 | 全市的な魅力ある地域振興イベントを実施。 | 地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数25,000人 | 5,000 |
| | | 平成24年度 | 全市的な魅力ある地域振興イベントを実施。 | 地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数30,000人 | 5,000 |
| 具体的な実施内容 | 市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。(美山サイクルロードレース、ひよし水の杜フェスタ、美山ふるさと祭) 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | | | |
| 事業の目的 | 各地の地域資源や特色を活かしたイベント開催を通じて地域振興や市民交流、都市交流の促進を図る。 | | | | |
| 事業の効果 | 様々な交流を促進し、南丹市の大きな魅力を発信することで住んでいて良かったと誇れる郷土愛を育み、市民に元気と活力をもたらすことができる。 | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 観光宣伝事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|--|-----------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 観光立国推進基本法 | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | | |
| | (4) 情報発信とPR | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 合併により「南丹市」となったが、知名度はまだ低い。南丹市全域を宣伝・PRするための組織体制が成熟しておらず、他に宣伝を行う事業がない。広範囲に点在する観光資源をどのように活かし集客していくか。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 2,442 | |
| | | | 平成22年度 | 観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の整理・HPの充実 | 観光入込客数の増加 地域経済の活性化 | 2,130 |
| | | | 平成23年度 | 観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の整理・HPの充実 | 観光入込客数の増加 地域経済の活性化 | 2,130 |
| | | | 平成24年度 | 観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の整理・HPの充実 | 観光入込客数の増加 地域経済の活性化 | 2,130 |
| 具体的な実施内容 | 全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 南丹市にある観光資源をPRし、入込客の増につなげる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 観光入込客が増加することにより、観光消費額の増加など、地域経済への波及効果もある。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：日吉支所 地域総務課

(単位:千円)

| 事業名 | スプリングスひよし管理運営推進事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|----------------------|---|--|---------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例 | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | 南丹市スプリングスひよし条例 | | | |
| | (5)温泉の活用 | | 南丹市スプリングスひよし条例施行規則 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 日吉地域の観光振興の中心的な施設で、年間約30万人の来場者がありその役割を果たしているが、開業から10年経過し、経年劣化による修繕料が年々増加している。指定管理者においても、これらのことにより経営を圧迫している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 68,308 | |
| | | | 平成22年度 | 指定管理者による施設の運営管理 ポンプの点検 施設のリニューアルのための基本設計・実施設計 | 年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。 | 81,000 |
| | | | 平成23年度 | 指定管理者による施設の運営管理 施設のリニューアル工事、監理委託 | 年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。 | 266,000 |
| | | | 平成24年度 | 指定管理者による施設の運営管理 ポンプの点検 | 年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。 | 66,000 |
| 具体的な実施内容 | 指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。 | | | | | |
| 事業の目的 | ひよし温泉の利用とスポーツ活動を通して市民の健康増進、福祉の向上を図るとともに、日吉ダム周辺の玄関口として市内で生産される農林産物などの提供やイベントを開催し、市の観光振興に寄与する。 | | | | | |
| 事業の効果 | 観光振興と健康増進が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：八木支所 産業建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 観光施設管理事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-------------|-------------------|-----------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | | |
| | (5)温泉の活用 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 八木温泉スタンドの水質検査をはじめとする保守管理を行い観光資源としての温泉の活用が求められる。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 1,445 |
| | | | 平成22年度 | 八木温泉スタンドの維持管理を行う。 | 温泉スタンドの活用で観光基盤の強化を図る。 | 1,781 |
| | | | 平成23年度 | 八木温泉スタンドの維持管理を行う。 | 温泉スタンドの活用で観光基盤の強化を図る。 | 1,781 |
| | | | 平成24年度 | 八木温泉スタンドの維持管理を行う。 | 温泉スタンドの活用で観光基盤の強化を図る。 | 1,781 |
| 具体的な実施内容 | 温泉スタンドの維持管理等を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 八木温泉スタンドの活用で、観光基盤の強化を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 温泉を使った健康利用増進が図られる。また、施設の維持管理に努める。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 内水面漁業振興対策事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|--|----------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 水産業協同組合法 | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | | |
| | (6)観光漁業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | レクリエーションの多様化などから若年層の釣り離れが進み、入漁者が減少している。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 14,740 | |
| | | | 平成22年度 | 漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援 | 観光入込客の増加 | 14,740 |
| | | | 平成23年度 | 漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援 | 観光入込客の増加 | 14,740 |
| | | | 平成24年度 | 漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援 | 観光入込客の増加 | 14,740 |
| 具体的な実施内容 | 清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 水産業の振興を図ることによって観光入込客の増加を図り、地域経済を発展させる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 観光入込客の増加及び地域経済の活性化が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 都市と農村との交流事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|-------------|---|---------------|-----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | | |
| | 4 ひとを温かく迎える | | | | | |
| | (7)交流事業 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | | | | | |
| 現状の課題 | 平成15年度より実施。全国の旅行会社と提携して修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供し、好評を得ている。受入体制から年度内の実施本数が限られている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| | | | 平成21年度 予算現額 | | | 512 |
| | | | 平成22年度 | 旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う。 | 4校 550名 | 512 |
| | | | 平成23年度 | 旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う | 4校 550名 | 512 |
| 具体的な実施内容 | 全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。 | | | | | |
| 事業の目的 | 修学旅行という学校生活における思い出の体験の場に農村体験を組み込むことによって、思い出の場所として深く印象づけるとともに、観光会社へのPRにより観光客の誘致を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 来市による地域への経済波及効果と旅行会社を通じた全国的なPRによる観光誘致。 | | | | | |
| | | | 平成24年度 | 旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う | 4校 550名 | 512 |

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 伝統文化継承事業 | 細事業名 | 文化資料保全補助事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-------------------|---------------------------|---------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 文化財保護法 | | | |
| | 5 伝統文化を継承する | | 南丹市文化資料保全等補助金交付要綱 | | | |
| | (1) 歴史文化遺産の調査と保全 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 市内の文化資料については、関係者の高齢化や地域の過疎化等によりその保全、継承が困難となる例が少なくないため、補助金をはじめとする支援を要する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 1,000 | |
| | | | 平成22年度 | 貴重な文化財価値のある資料保全のため補助をおこなう | 貴重な文化財価値のある資料の保全を図る | 1,000 |
| | | | 平成23年度 | 貴重な文化財価値のある資料保全のため補助をおこなう | 貴重な文化財価値のある資料の保全を図る | 1,000 |
| | | | 平成24年度 | 貴重な文化財価値のある資料保全のため補助をおこなう | 貴重な文化財価値のある資料の保全を図る | 1,000 |
| 具体的な実施内容 | 文化財の資料保全に係る事業で、国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全に係る費用の一部を補助する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 文化資料の保全を行う。 | | | | | |
| 事業の効果 | 貴重な文化財価値のある文化資料の保全が図られる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 伝統文化継承事業 | 細事業名 | 埋蔵文化財調査事業 | 新継区分 | 継続事業 |
|-------------|---|---------------------|-----------------|-------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 文化財保護法 | | |
| | 5 伝統文化を継承する | | | | |
| | (1)歴史文化遺産の調査と保全 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 埋蔵文化財については地下に埋もれているためその所在や範囲、性格を把握しにくく、保護の対象を特定しにくいいため、開発事業との調整を図ることが困難である。 | 平成21年度 | 予算現額 | | 5,094 |
| | | 平成22年度 | 文化財の発掘で保護を図る | 工事に係り文化財の発掘で保護を図る | 8,246 |
| | | 平成23年度 | 文化財の発掘で保護を図る | 工事に係り文化財の発掘で保護を図る | 8,246 |
| | | 平成24年度 | 文化財の発掘で保護を図る | 工事に係り文化財の発掘で保護を図る | 8,246 |
| 具体的な実施内容 | 工事に係る文化財発掘調査として、南丹市内の道路・圃場整備等の工事に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護を図る。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | | | |
| 事業の目的 | 文化財の発掘で保護を図る。 | | | | |
| 事業の効果 | 工事に係る文化財の発掘で保護を図る。 | | | | |

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 伝統文化活用事業 | 細事業名 | 資料館展示事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|---|--|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 博物館法 | | | |
| | 5 伝統文化を継承する | | 南丹市立文化博物館条例 | | | |
| | (2)歴史文化遺産の周知と活用 | | 南丹市郷土資料館条例 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 博物館・資料館は市内の歴史・文化・民俗・自然等に関する資料を収集し、保管・展示して教育的配慮の下に広く市民の利用に供することを目的とするが、市域が広く、調査員も限られていることから、悉皆的な調査が行えていない。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 4,031 | |
| | | | 平成22年度 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。 | 5,102 |
| | | | 平成23年度 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。 | 4,331 |
| | | | 平成24年度 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施 | ◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。 | 4,331 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市内の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 失われつつある南丹市内の文化と歴史を南丹市民を含め広く内外に広める。 | | | | | |
| 事業の効果 | 地域の歴史文化の理解に欠くことのできない、歴史的・文化的遺産を保存し、次世代に継承することにより、住民の郷土への関心と愛着を醸成し、まちづくりに寄与することができる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 伝統文化活用事業 | 細事業名 | 重伝建地区保存修理補助事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 文化財保護法 | | | |
| | 5 伝統文化を継承する | | 南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例 | | | |
| | (2)歴史文化遺産の周知と活用 | | 南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | かやぶき民家については、指定地区住民の理解と認識のもと、計画的かつ専門的な保全・整備の推進と充実が不可欠である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 7,215 | |
| | | | 平成22年度 | 重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する | 北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する | 10,000 |
| | | | 平成23年度 | 重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する | 北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する | 10,000 |
| | | | 平成24年度 | 重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する | 北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する | 10,000 |
| 具体的な実施内容 | 重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている美山町北地区について、地区内の建造物等の保全支援のため、かやぶき屋根等修理の一部を補助する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 北山住宅の保全・再生を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 全国的に価値ある北山型住宅の美しい町並みと集落景観が保全できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 伝統文化活用事業 | 細事業名 | 重要文化財管理公開事業 | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|----------------|-------------|----|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 文化財保護法 | | | |
| | 5 伝統文化を継承する | | | | | |
| | (2)歴史文化遺産の周知と活用 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 貴重な重要文化財である石田家住宅については有者が不在のため良好な保存が必要である。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 50 | |
| | | | 平成22年度 | 重要文化財「石田家」住宅管理 | 重要文化財の的確な保全 | 50 |
| | | | 平成23年度 | 重要文化財「石田家」住宅管理 | 重要文化財の的確な保全 | 50 |
| | | | 平成24年度 | 重要文化財「石田家」住宅管理 | 重要文化財の的確な保全 | 50 |
| 具体的な実施内容 | 文化遺産の保全と活用に資するため、重要文化財で美山町にある「石田家」住宅の委託管理と公開を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 重要文化財「石田家」住宅管理。 | | | | | |
| 事業の効果 | 重要文化財の的確な保全。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

| 事業名 | 河川改修等事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-----------------|--|---------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 河川法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | | | | |
| | (1) 治山・治水 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 農地等の宅地化、道路の舗装化などの流域開発や長引く木材不況で森林の荒廃が進み、自然が持つ保水・遊水機能が低下し、浸水等の被害が発生しやすい傾向にあり、早期の河川改修が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 56,100 | |
| | | | 平成22年度 | 一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 日吉町四ツ谷地区等砂防事業の推進要望 | 河川改修及び砂防事業の推進 | 42,000 |
| | | | 平成23年度 | 一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 日吉町四ツ谷地区等砂防事業の推進要望 | 河川改修及び砂防事業の推進 | 42,000 |
| | | | 平成24年度 | 一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 日吉町四ツ谷地区等砂防事業の推進 | 河川改修及び砂防事業の推進 | 39,000 |
| 具体的な実施内容 | 土石流などの災害防止のための砂防事業等の推進並びに一級河川の改修事業については、国・府に要望を行う。 また、市管理の準用河川・普通河川については、必要に応じて改修を進める。 | | | | | |
| 事業の目的 | 浸水被害を解消・軽減し、治水の向上を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 河川環境の保全を図り、住民の生命と財産を守ることができる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

| 事業名 | 災害時要援護者台帳整備事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|--------|-----------------|-------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | | | | |
| | (2)防災体制 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | | | | | |
| 現状の課題 | 災害時の要援護者の支援 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| | | | 平成21年度 | 予算現額 | | 1,959 |
| | | | 平成22年度 | 台帳の更新 | 災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成 | 3,220 |
| | | | 平成23年度 | 台帳の更新 | 災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成 | 566 |
| 事業の目的 | 災害発生時の地域自主防災活動を円滑に行い、要援護者の迅速な把握、対応するため地域ぐるみの防災体制を整える。 | | | | | |
| 事業の効果 | 各地域の自主防災組織の育成 | | 平成24年度 | 台帳の更新 | 災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成 | 566 |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 防災訓練事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-------------|---|-------------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 災害対策基本法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市地域防災計画 | | | |
| | (2)防災体制 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 23 年度 ～ 平成 23 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施が求められている。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 0 |
| | | | 平成22年度 | | | 0 |
| 具体的な実施内容 | 大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。 | | 平成23年度 | 大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により実施し、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。 | 実働訓練を実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を目指す。 | 3,000 |
| 事業の目的 | 体験型訓練及び防災関係の展示・啓発を実施することにより、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。 | | 平成24年度 | | | 0 |
| 事業の効果 | 防災対策の確立と防災意識の高揚。 | | | | 0 | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 防災推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|---------------------|-------------|---|-------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 災害対策基本法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市地域防災計画 | | | |
| | (2)防災体制 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 災害時の応急対策と住宅耐震化を促進し、市民の平常時の災害に対する備えが求められている。 | | 平成21年度 予算現額 | | | 1,974 |
| | | | 平成22年度 | 災害時の生活必需品等を備蓄 住宅の耐震診断及び耐震改修による耐震化の促進 防災パトロールの実施 | 被災者の生命維持のための食料等の確保及び住宅耐震化の促進。 | 2,630 |
| | | | 平成23年度 | 災害時の生活必需品等を備蓄 住宅の耐震診断による耐震化の促進 防災パトロールの実施 | 被災者の生命維持のための食料等の確保及び住宅耐震化の促進。 | 2,630 |
| | | | 平成24年度 | 災害時の生活必需品等を備蓄 住宅の耐震診断による耐震化の促進 防災パトロールの実施 | 被災者の生命維持のための食料等の確保及び住宅耐震化の促進。 | 2,630 |
| 具体的な実施内容 | 災害時防災用備蓄品の購入と住宅耐震診断調査の委託及び防災パトロールの実施。 | | | | | |
| 事業の目的 | 災害時において、生活必需品等を備蓄することによって被災者を保護する。また、住宅の耐震診断及び耐震改修による耐震化の促進を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 災害時の応急対策を円滑にし、被災者の生命維持のための食料等の確保。また、住宅耐震化の促進。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 消防施設等整備補助事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|-------------------|---------------------------------|---------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 消防法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市消防団規則 | | | |
| | (3)防災情報システムと防災設備 | | 南丹市消防施設等整備補助金交付要綱 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 消防防災設備等の地域の経費を軽減する。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 5,400 | |
| | | | 平成22年度 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充 | 5,400 |
| | | | 平成23年度 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充 | 5,400 |
| | | | 平成24年度 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助 | 地域の消防施設及び機械器具の整備拡充 | 5,400 |
| 具体的な実施内容 | 自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動を推進する。 | | | | | |
| 事業の効果 | 各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動の推進が図れる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 消防資機材・水利整備事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|---|---------------------|---------------------|---|---------------------------------------|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 消防組織法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 消防施設強化促進法 | | | |
| | (3)防災情報システムと防災設備 | | 京都府地域防災力総合支援事業補助金要綱 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | ポンプ自動車やポンプ積載車の更新及び消防水利の確保が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 57,290 | |
| | | | 平成22年度 | 小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新耐震性の貯水槽の設置 | 消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。 | 17,600 |
| | | | 平成23年度 | 小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新耐震性の貯水槽の設置 | 消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。 | 43,300 |
| | | | 平成24年度 | 小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新耐震性貯水槽の設置 | 消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。 | 78,000 |
| 具体的な実施内容 | 地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 消防水利を含め、消防資機材を整備することによって、地域防災体制が強化し消防力を向上させる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 消防資機材の整備は、消防力の向上につながり、消防団の迅速な消防活動が展開できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 防災ハザードマップ作成事業 | 細事業名 | 新継区分 | 継続事業 | | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|----------------------------------|----------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 災害対策基本法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市防災会議設置条例 | | | |
| | (3)防災情報システムと防災設備 | | 南丹市地域防災計画 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 23 年度 ～ 平成 23 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 市民に対して、災害危険箇所や非難所等の情報提供が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 0 | |
| | | | 平成22年度 | | 0 | |
| | | | 平成23年度 | 災害、水害、土砂災害、地震被害等の情報見直しと避難所の見直しなど | 見直しによる防災意識の更なる高揚が図れる | 6,000 |
| | | | 平成24年度 | | | 0 |
| 具体的な実施内容 | 南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 災害の危険度を地図上に表し、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援する。 | | | | | |
| 事業の効果 | 地域の災害危険性を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応が実施できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 防災行政無線整備事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|----------------|-----------|---------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 災害対策基本法 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市地域防災計画 | | | |
| | (3)防災情報システムと防災設備 | | 南丹市行政用無線局運用管理規程 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 22 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 大規模災害により伝送・伝達路が寸断された場合に備え、無線による情報伝達手段の確保が求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 169,998 | |
| | | | 平成22年度 | 南丹市防災行政無線施設の整備 | 園部町エリアの整備 | 430,000 |
| | | | 平成23年度 | | | 0 |
| | | | 平成24年度 | | | 0 |
| 具体的な実施内容 | 災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を導入する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 災害時の緊急情報をはじめ防災情報、行政情報の伝達を迅速かつ一斉、確実に発信するため。 | | | | | |
| 事業の効果 | 災害時等における情報提供など、行政情報を迅速に伝達することができ、市民の安全安心を確保することができる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 防犯・暴力追放等取組支援事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|---|---------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 道路交通法施行規則 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市公衆防犯灯設置要綱 | | | |
| | (5)防犯対策 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 南丹市・船井郡管内における防犯及び暴力の追放に係る様々な施策を、民警一体のもとに取り組み、安全で安心なまちをつくることが求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 4,167 | |
| | | | 平成22年度 | 防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設 | 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 | 4,167 |
| | | | 平成23年度 | 防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設 | 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 | 4,167 |
| | | | 平成24年度 | 防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設 | 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 | 4,167 |
| 具体的な実施内容 | 公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。 | | | | | |
| 事業の目的 | 防犯・暴力追放への取り組みや、公衆防犯灯の設置により、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりが推進できる。 | | | | | |
| 事業の効果 | 公衆防犯灯の設置や、各団体を支援し活動を充実させることにより、市民意識の高揚が図れるとともに、住民の不安が解消できる。 | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

| 事業名 | 消費生活啓発事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 |
|-------------|---|---------------------|--------------------------------------|---|------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 消費者基本法 | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | | | |
| | (6)消費者保護 | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 |
| 現状の課題 | 全国的に高齢者等社会的弱者をねらった悪質商法等の消費者被害は後をたたない。南丹市内においても被害への相談があるのが現状。市民が被害に遭い相談を受けても、市担当者で対応できる事案が少なく、府などへ移送するケースが多い。 | 平成21年度 予算現額 | | | 92 |
| | | 平成22年度 | 広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供 | 被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る | 92 |
| | | 平成23年度 | 広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供 | 被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る | 92 |
| | | 平成24年度 | 広報媒体等による啓発 相談体制の充実 消費者学習の機会の提供 | 被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る | 92 |
| 具体的な実施内容 | 消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関への連携を図る。 相談担当職員の対応能力向上のため研修に参加する。 出前講座(振興局・国民生活センターなど)の利用により消費者の知識向上を図る。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | | | |
| 事業の目的 | 消費者被害の未然防止、早期発見・早期救済を図る。 | | | | |
| 事業の効果 | 相談窓口や悪質商法等について啓発することで、未然防止につながる。 各支所に相談窓口を置くことで、身近な相談窓口として相談しやすい環境と振興局等との連携がとりやすい。 | | | | |
| | | | | | |

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

| 事業名 | 交通安全推進事業 | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|--|---------------------|-----------------|--|----------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る | 根拠法令等 | 地方自治法第2条2項 | | | |
| | 6 暮らしの安全と安心を守る | | 南丹市交通指導員設置条例 | | | |
| | (7)交通安全 | | | | | |
| 事業計画期間 | 平成 22 年度 ～ 平成 24 年度 | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 南丹市内の道路等における交通安全の保持及び事故防止を図り、交通事故による死傷者を少なくする取り組みが求められている。 | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成21年度 予算現額 | | 2,450 | |
| | | | 平成22年度 | 小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査 | 毎月1日・15日に実施 年5回開催 | 2,450 |
| | | | 平成23年度 | 小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査 | 毎月1日・15日に実施 年5回開催 | 2,450 |
| | | | 平成24年度 | 小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査 | 毎月1日・15日に実施 年5回開催 | 2,450 |
| 具体的な実施内容 | 小・中学生等の通学時における交通指導及び交通安全啓発を行う。 | | | | | |
| 事業の目的 | 安全・安心な交通社会の確立を図る。 | | | | | |
| 事業の効果 | 交通事故の防止により事故による死傷者を無くする。 | | | | | |